

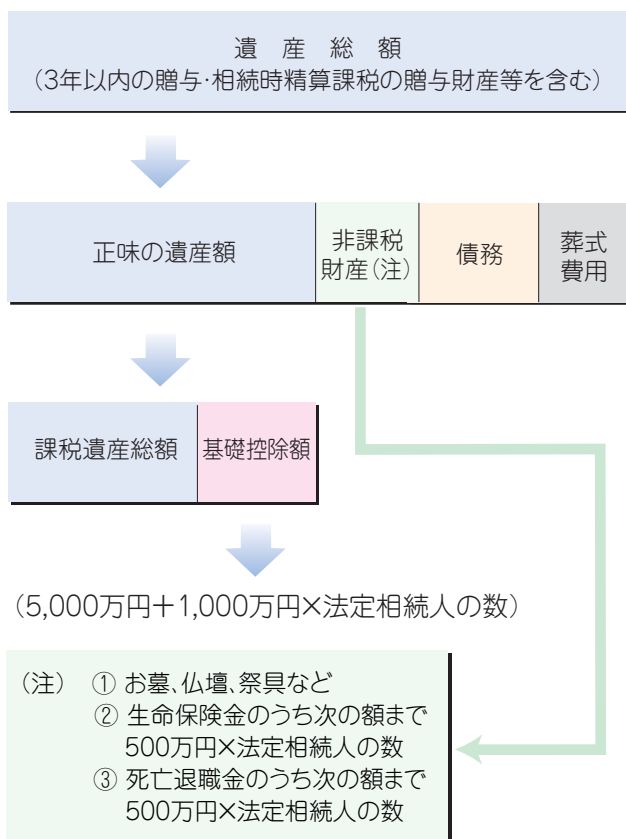
相続税

遺産を相続したら

1 相続税のしくみ

相続税は、死亡した人の財産を相続したときや遺言によって財産を取得したときに納める税金です。亡くなられた人を被相続人、相続によって財産を受け継いだ人を相続人といいます。相続人の住所が、国内にあるか国外にあるかにより、課税される財産の範囲が異なります。相続開始時に相続人が死亡している場合などは、代襲相続の制度があります。

1 相続のしくみ



正味の遺産額が基礎控除額を超える場合は、相続税の申告が必要となります。この場合、相続税の総額は、実際の遺産分割にかかわらず、各相続人が法定相続分により課税遺産総額を取得したものと計算されます。(P.24参照)

2 法定相続分

	配偶者がいる場合	配偶者がいない場合
子がいる場合		
子がいない場合		
子も親もない場合		

相続税の計算をする場合の法定相続人の数については、次のように取り扱われます。

- (1) 相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとされます。
- (2) 養子の数は、実子のいる場合は1人、いない場合は2人までと制限されています。
- (3) 特別養子・連れ子養子・代襲相続人は、実子とみなされます。

3 遺産の分割

遺産は、遺言書がある場合には、遺留分（P.27 参照）を侵さない限り遺言どおりに分割されます。遺言書がない場合には、相続人全員が協議して分け方を決めます。相続人の間で争いになり、遺産分割協議が調わないときや相続人の中に行方不明者があって協議できないときは、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てることができます。調停が不調に終わったときは、審判の手続きによって分割することになります。

遺産の分割ができない場合でも、相続税の申告書の提出期限までに申告・納付をしなければなりません。

遺産分割協議書

被相続人日本太郎の遺産分割について、相続人全員で協議した結果、次のとおり分割し、取得することに合意し決定した。

記

第一 遺産の分割

1. 相続人日本花子が取得する遺産

(1) 東京都品川区大崎〇丁目〇番地

宅地 300.00 m²

(2) 前同所同番地・家屋番号〇〇番・木造瓦葺平家建居宅

床面積 150.00 m²

2. 相続人日本一郎が取得する遺産

(1) 〇〇銀行の定期預金（口座番号〇〇番）500万円

(2) 〇〇株式会社の株式 10,000株

3. 相続人名古屋和子が取得する遺産

〇〇銀行の定額貯金（〇〇番）500万円

第二 債務の負担

(1) 〇〇銀行からの証書借入金（相続開始時の残高600万円）は、相続人日本花子が負担する。

(2) 被相続人に係る未納の公租公課は、相続人日本一郎が負担する。

第三 分割協議対象外の遺産

本遺産分割協議の対象にならなかった被相続人の遺産が後日確認又は発見された場合は、その遺産については相続人日本花子が取得する。

以上のとおり相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、各自署名押印する。

平成〇年〇月〇日

東京都品川区大崎〇丁目〇番〇号

相続人 日本花子 (実印)

大阪市中央区谷町〇丁目〇番〇号

相続人 日本一郎 (実印)

名古屋市千種区覚王山通〇丁目〇番〇号

相続人 名古屋和子 (実印)

Q

私の父は、事業（個人）をしていましたが、多額の借金を残して亡くなりました。私は、父の借金を相続したくないのですが、どうすればよいのでしょうか？

A

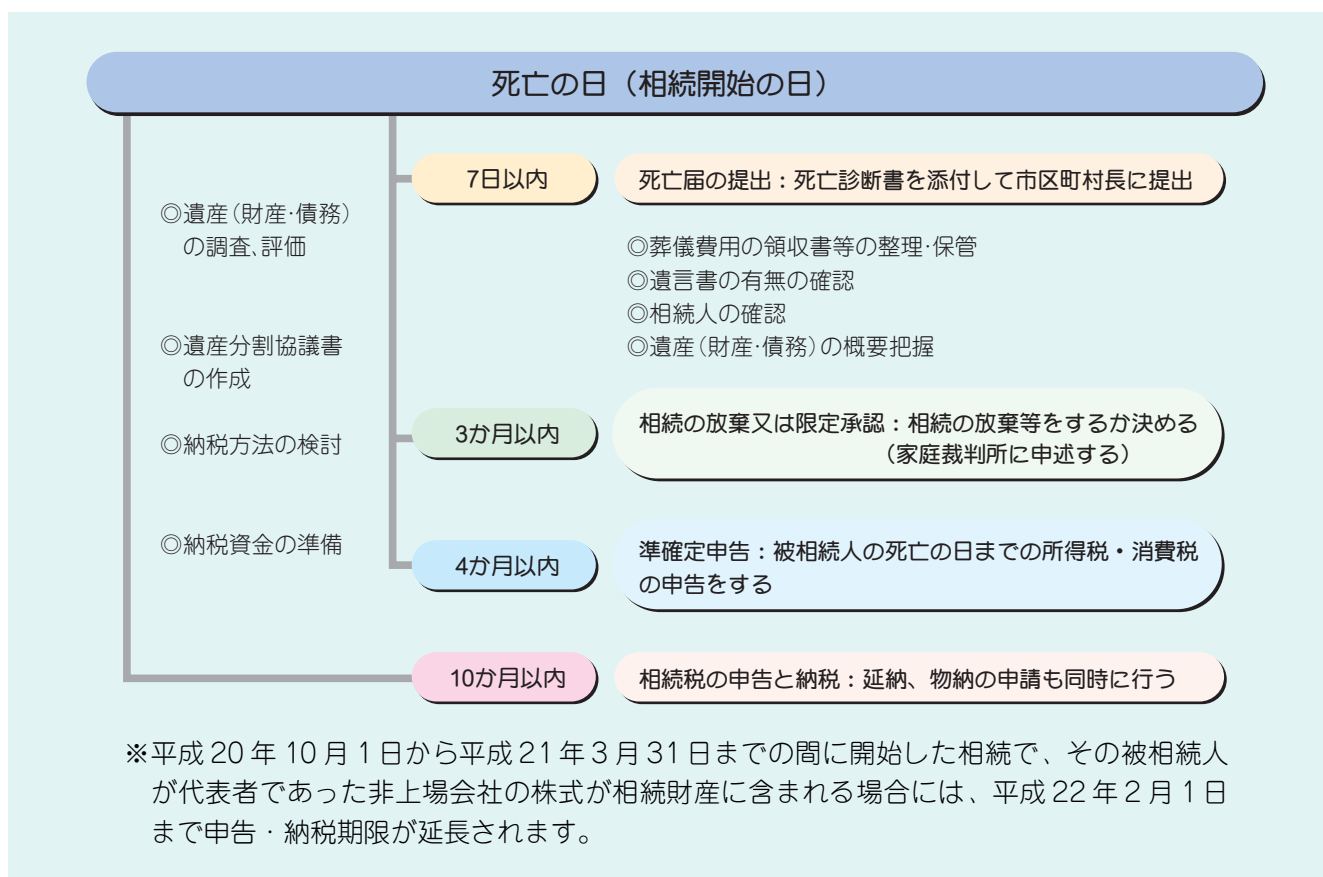
相続財産が明らかに債務超過であれば、**相続の放棄**をすることができます。しかし、不動産がある等資産・債務の内容が不明確な場合は、その被相続人の資産の範囲で債務を弁済することを条件に、**相続（限定承認）**することもできます。

いずれにしても、相続の開始を知った日から**3か月以内**に家庭裁判所に手続きをしなければなりません。



税理士は税務の専門家です。相続対策はもちろん、相続税の納税方法や遺族の生活設計等、早めにご相談ください。

4 相続税の申告・納税までのタイムスケジュール



2 相続財産となるもの

1 相続財産

相続税のかかる財産には、被相続人の死亡の日に所有していた現金・銀行預貯金・株式・公社債・貸付信託・土地・建物・事業用財産・家庭用財産・ゴルフ会員権など一切の財産が含まれます。

2 みなし相続財産

被相続人の死亡に伴って支払われる退職金や生命保険金などは、本来の被相続人の財産ではありませんが、相続税の計算上では相続財産とみなされます。

日本の保険業法の免許を受けていない外国の保険業者と締結された生命保険契約又は損害保険契約に係る保険金も、みなし相続財産に含まれることとなります。

3 3年以内に贈与を受けた財産

相続人が相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産は、相続財産に加算されます。

ただし、贈与税の配偶者控除の特例を受けた財産については、加算されないこととなっています。

4 相続時精算課税制度選択者の課税財産

この制度を選択した場合の贈与財産は、贈与時の価額で相続時に相続財産に加算されます。

5 贈与税の納税猶予を受けた非上場株式

納税猶予を受けた非上場株式は、贈与時の価額で相続時に相続財産に加算されます。

6 非課税財産

P.20（注）を参照してください。

7 相続財産から控除できる債務・葬式費用

相続が開始した時に、現実に存在していた借入金などの債務のほか、未払いの税金、お通夜や葬式にかかった費用は債務控除として相続財産の価額から差し引くことができます。ただし、法事や香典返しの費用は葬式費用に含まれません。

3 相続財産の評価

土地や建物などをもらったとき、又は相続したときの評価は、原則として相続税評価額となります。

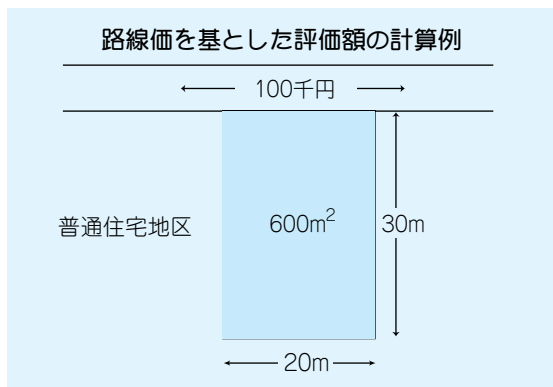
相続税評価額とは

1 土地など

(1) 宅地

宅地の評価方法には、路線価方式と倍率方式とがあります。

市街地の大部分で使われる路線価方式は、その土地の面している道路に1㎡当たりの評価額が付けられており、この評価額に面積を掛けて計算する方法です。



(正面路線価) (奥行価格補正) (面積) (評価額)
 10万円 × 0.98 × 600㎡ = 5,880万円

小規模宅地等の特例

被相続人やその人と生計を一にしていた親族が利用していた宅地については、次のように評価額が減額される特例があります。

宅地の種類	限度面積	減額割合
① 特定事業用宅地等 被相続人の事業(不動産の貸付を除く)を引き続き営む場合などの宅地	400㎡以下	80%
② 特定居住用宅地等 被相続人と同居の親族が引き続き居住する場合などの宅地	240㎡以下	80%
③ 一般の事業用・居住用宅地等 ①②以外の宅地、駐車場・アパートなどの貸付用宅地	200㎡以下	50%

なお、上記特例の要件を満たす宅地等が複数の場合は限度面積の調整が行われます。

この特例は、対象となる宅地等に関して、遺産分割が成立していないと適用を受けることができません。

(2) 借地権

借りた土地に建物を建てて、地代を払って利用していると借地権として評価します。

(3) 農地

農地は、純農地、中間農地、市街地農地、市街地周辺農地の別に評価します。

(4) その他の土地等

この他、山林、原野、雑種地、永小作権、耕作権、生産緑地などがあります。

2 建物

建物の固定資産税評価額が相続税評価額となります。アパートや貸家など、貸している建物については、借家権割合相当額を減額して計算します。

3 有価証券

(1) 上場株式

相続開始の日の終値か、その月・前月・前々月の3か月間の月平均株価のうち、一番低い価額で評価します。

(2) 上場されていない会社の株式および出資

評価しようとする会社を、大会社・中会社・小会社に分類し、次にその株主が中心的な株主であったかどうかにより、それぞれ異なった評価方法で評価します。

80%減額の特例



※詳しくは税理士にご相談ください。

4 相続税の計算と速算表

事例をもとに相続税の計算をしてみましょう。相続人は、妻、長男、長女の3人です。長男は、3,000万円の贈与を受け相続時精算課税を選択し、100万円を納税しています。

1 遺産の総額

現金・預金・株式	6,500万円
土地・建物(小規模宅地等の特例適用後)	5,000万円
生命保険金 5,000万円-1,500万円 (500万円×3人=1,500万円は非課税)	3,500万円
死亡退職金 2,000万円-1,500万円 (500万円×3人=1,500万円は非課税)	500万円
贈与財産(相続時精算課税選択)	3,000万円
その他(うちお墓、仏壇は非課税)	300万円
総遺産額	1億8,800万円
債務(借入金)	△ 500万円
葬式費用	△ 300万円
正味の遺産額	1億8,000万円

(1) 正味の遺産額

$$1億8,800万円 - 800万円 = 1億8,000万円$$

(2) 課税遺産額

$$\begin{matrix} \text{(正味の遺産額)} & \text{(基礎控除額)} & \text{(課税遺産額)} \\ 1億8,000万円 & - 8,000万円 & = 1億円 \end{matrix}$$

(注)

(3) 法定相続分で按分

$$1億円 \times \frac{1}{2} = 5,000万円(妻)$$

$$1億円 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 2,500万円(長男、長女)$$

(4) 相続税の総額の計算

$$5,000万円 \times 20\% - 200万円 = 800万円(妻)$$

$$2,500万円 \times 15\% - 50万円 = 325万円(長男、長女)$$

$$800万円 + 325万円 \times 2 = 1,450万円$$

(5) 各人の相続税額 (例: 法定相続分どおり遺産を分割した場合)

$$1,450万円 \times \frac{1}{2} = 725万円(妻)$$

$$1,450万円 \times \frac{1}{4} = 362.5万円(長男、長女)$$

(6) 税額控除の計算

$$\textcircled{1} \text{ 配偶者の税額軽減 } 1,450万円 \times \frac{9,000万円}{1億8,000万円} = 725万円$$

$$\textcircled{2} \text{ 相続時精算 } (3,000万円 - 2,500万円) \times 20\% = 100万円$$

$$\textcircled{3} \text{ 未成年者控除 } 6万円 \times 3年(20 - 17) = 18万円$$

(7) 納める税金の合計

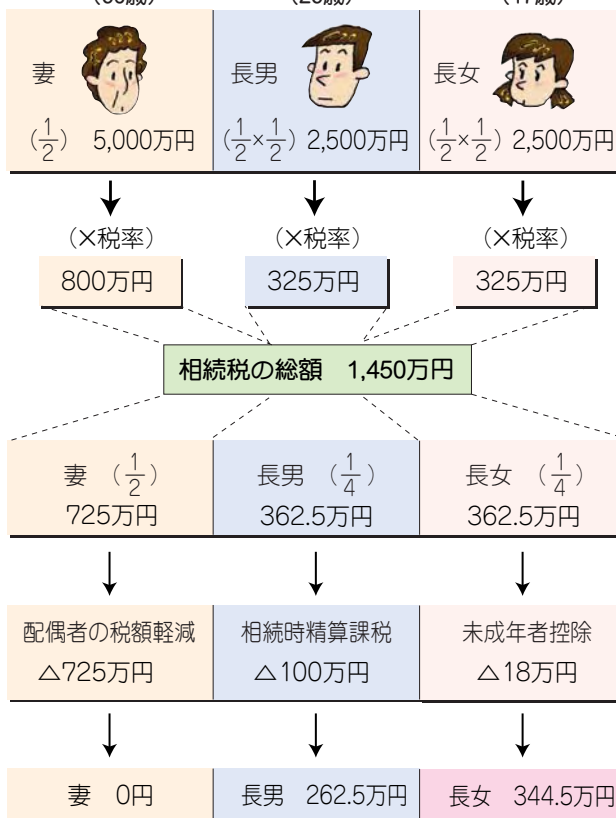
$$妻0円 + 長男262.5万円 + 長女344.5万円 = 607万円$$

相続税の速算表

課税価格	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円〳	15%	50万円
5,000万円〳	20%	200万円
1億円〳	30%	700万円
3億円〳	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円



(注) 基礎控除額 5,000万円 + (1,000万円 × 3人) = 8,000万円
(60歳) (26歳) (17歳)



2 遺産に係る基礎控除

遺産に係る基礎控除額（相続税の課税最低限）は、次の計算によります。

$$5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数} \\ (\text{P.20 参照})$$

3 相続税額の2割加算

親、子、配偶者以外の方が相続等により財産を取得した場合には、相続税額にその税額の2割を加算します。したがって、兄弟姉妹や孫（養子となった孫も含む）は、相続税額が2割増えます。

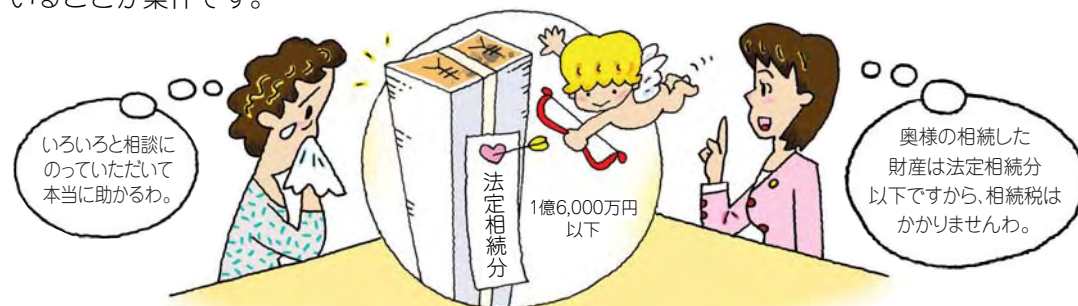
ただし、代襲相続人となった孫は加算の対象とはなりません。

4 税額控除の計算

相続人のそれぞれの事情により、税額が控除されます。

(1) 配偶者の税額軽減

残された配偶者の生活の保障や遺産形成に貢献した内助の功などを配慮した規定です。配偶者が相続した財産が、配偶者の法定相続分（P.20 参照）相当額以下の場合には、相続税がかかりません。また、法定相続分を超えても1億6,000万円までは、相続税がかかりません。ただし、遺産分割協議が調っていることが条件です。



(2) 未成年者控除

相続人の年齢が20歳未満のときは、成人に達するまで、1年につき6万円が相続税額から控除されます。

(3) 障害者控除

相続人が障害者に該当するときは、70歳に達するまで、1年につき6万円（特別障害者は12万円）が相続税額から控除されます。

(4) 贈与税額控除

暦年課税制度

相続開始前3年以内の贈与財産の価額（贈与時の価額）は相続財産の価額に加算し、その贈与により支払った贈与税額は相続税額から控除されます。

相続時精算課税制度

相続時精算課税を適用した贈与財産の価額（贈与時の価額）は相続財産の価額に加算し、すでに支払った贈与税額は相続税額から控除されます。なお、控除しきれない贈与税額は、申告することにより還付されます。

5 非上場株式等の相続税の納税猶予制度の創設

中小企業の代表者から後継者である相続人が、その会社の株式等を相続などにより取得した場合には、その株式等に係る相続税額のうち、一定額が納税猶予されます。

適用となるのは、平成20年10月1日以降開始する相続です。

適用に当たっては、相続開始前に経済産業大臣に対する手続きが必要です。要件、手続きが複雑なため、**詳しくは税理士にご相談ください。**

特例の適用と相続税の申告義務

配偶者の税額軽減や小規模宅地等の評価減などの特例を適用した場合には、税額はゼロとなっても**必ず**相続税の申告書の提出が必要となります。



5 申告と納税

相続税は、相続開始の日の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の税務署に申告して納税します。なお、正味の遺産額が基礎控除額以下であれば、相続税の申告書を提出する必要はありません。

1 申告書の提出方法

申告書を提出する人が2人以上いる場合には、共同で申告書を作成し連名で提出することができます。相続人の間で連絡が取れないなどの理由によって共同提出が困難な場合等には、別々に申告書を作成して提出することになります。

申告に必要な添付書類

- ① 戸籍謄本、除籍謄本
- ② 遺言書、遺産分割協議書の写し
- ③ 相続人全員の印鑑証明書
- ④ 預貯金・借入金等の残高証明書など
- ⑤ 不動産の登記事項証明書、地積測量図又は公図の写し
- ⑥ 固定資産評価証明書など

2 税金の納付

相続税は金銭で一時に納めるのが原則ですが、納付が困難な場合には、一定の要件のもと申請によって年賦延納や相続で取得した財産で物納することもできます。

延納の場合は、原則として担保の提供が必要です。延納が継続できなくなった場合、一定の要件のもと物納に変更できます。

相続税を納めない相続人がいる場合には、他の相続人がその分の税金を納めなければならない連帯納付の義務があります。

※詳しくは税理士にご相談ください。

Q

事業をしていた父が死亡したのですが、所得税・消費税の申告はどうするのですか？

A

お父さんが死亡した日の翌日から4か月以内に相続人が確定申告をし、納税しなければなりません。これを準確定申告といいます。お父さんの納税地の所轄税務署長に相続人全員の連名で提出することとなります。

また、相続人が事業を引き継いで、青色申告(P.5参照)を行う場合には、青色申告承認の申請が必要となり、消費税についても届出等注意する必要があります。

Q

不動産の登記事項証明書(登記簿謄本)や公図の写し、固定資産評価証明書はどこでとれますか？

A

登記事項証明書や公図の写しは、不動産所在地の法務局(登記事項証明書については、コンピュータ化された法務局同士であれば、どこの法務局でも取得できます。)、固定資産評価証明書は不動産所在地の市役所等又は区役所です。

Q

遺産分割協議書に基づいて相続税の申告を済ませました。その後、事情により、遺産の分割をやり直したいと思いますが、何か問題がありますか？

A

申告期限後に分割のやり直しをすると、やり直した遺産について、相続人間で贈与があったものとしてもらった人に贈与税がかかることがあります。遺産の分割をするときは、慎重に行ってください。

遺言のすすめ

死後の財産の分割を円滑に行うために、遺言書の作成をおすすめします。
 遺言の方式には、①公正証書遺言 ②自筆証書遺言 ③秘密証書遺言などがあります。
 遺言書は、作成後も、撤回や作成し直すことができます。その場合、日付の最も新しいものが有効です。

遺留分

遺留分とは、民法により相続人に保障されている最低限の相続分をいいます。

その割合は、① 相続人が親・祖父母のみの場合は被相続人の財産の $\frac{1}{3}$ 、② ①以外（子のみ、配偶者のみ、配偶者と親、配偶者と子）の場合は、被相続人の財産の $\frac{1}{2}$ です。なお、兄弟姉妹には遺留分はありません。

遺言をする場合は、相続人の遺留分について配慮することも必要です。

例) 相続人が配偶者と子供
3人の場合の各相続人の遺留分割合

被相続人の財産



	法定相続分割合	遺留分
配偶者	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$	$= \frac{1}{4}$
子A	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$	$= \frac{1}{12}$
子B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$	$= \frac{1}{12}$
子C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$	$= \frac{1}{12}$

Q

子供も親もいない夫婦です。妻にすべての財産を相続させたいのですが、良い方法はありますか？

A

「全財産を妻に相続させる」という遺言書を作成しておけば、兄弟姉妹に遺留分がないため、遺言どおり相続させることができます。

遺言書

私が、死亡したときのために以下のとおり遺言します。

一、東京都品川区大崎〇丁目〇番〇号の宅地三〇〇〇平方メートルと地上家屋(家屋番号〇〇番)は妻大和花子に相続させる。

二、〇〇銀行の定期預金(口座番号〇〇番)五〇〇万円と〇〇株式会社株式一〇、〇〇〇株は長男大和一郎に相続させる。

三、〇〇銀行の定額貯金(〇〇番)五〇〇万円は長女河内和子に相続させる。

四、残余の財産は妻大和花子に相続させる。

五、遺言執行者として〇〇市〇〇町〇〇山田太郎を指定する。

右の遺言を明確にするため、私はこの遺言書全文を自書し、左に日付および氏名を自署して捺印します。

平成〇年〇月〇日

東京都品川区大崎〇丁目〇番〇号

大和太郎

印

